

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 設備や雇用への投資に関する優遇措置について
- II. グリーン投資減税について
- III. 遺言状による争族回避について
- § 共催経営セミナーのご案内について

[今月のトピックス]

- ・日本政策金融公庫情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省・中小企業庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

I. 平成 26 年 税制改正の主要項目

— 設備や雇用への投資に関する優遇措置について —

平成 26 年度の税制改正では、設備投資や雇用などへの投資に対する優遇措置が拡充、創設されています。景気の回復をあまり実感できない状況の中で、設備や人への前向きな投資は難しいとお考えの中小企業経営者は多いことと思いますが、設備投資には売上を向上させるために行う攻めの投資だけではなく、限られた売上の中で利益構造を改善することを目的として、既存設備などの生産性を向上させるために行う改善型の投資もあることから、幅広い中小企業が優遇措置の対象になると考えており、以下に概要を解説致しますので、ご参考とさせていただきます。

■生産性向上設備投資促進税制の創設について

生産性向上設備投資促進税制とは、先端設備または生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を導入する際に、即時償却または最大 5% の税額控除を選択適用できる制度です。対象となる設備には各種要件があり、また設備メーカー等から証明書をもらうなどの手続きが必要ですのでご注意ください。

■中小企業投資促進税制の拡充について

中小企業投資促進税制とは、新品の機械及び装置などを取得し又は製作して指定事業の用に供した場合について、最大 50% の特別償却または 7% の税額控除を選択適用できる制度です。改正後は、資本金 1 億円までの法人が生産性向上設備投資促進税制で定義されている先端設備又は生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を導入した場合について、50% の特別償却割合が上乘せされて 100% の即時償却ができるようになります。また資本金 3,000 万円までの法人については 3% の控除割合が上乘せされて、10% の税額控除ができるようになります。なお、資本金が 3,000 万円を超えている場合、税額控除を選択適用することができませんでしたが、対象法人が拡大されて、資本金が 1 億円までの法人が税額控除を選択適用できるようになりました。

■研究開発税制の拡充について

研究開発税制とは、試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究に係る税額控除制度、中小企業技術

基盤強化税制、試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度の4つの制度によって構成されており、試験研究費が売上高の一定割合以上の場合、試験研究費が一定割合以上増加した場合、試験研究費の総額が一定割合以上である場合について、その試験研究費の額などに応じて税額控除できる制度です。改正後は、税額控除における税額控除額の上限を法人税額の30%とする時限措置について、恒久措置化されると共に試験研究費が一定割合以上増加した場合における控除率について、従来は研究開発費の増加率に関係なく、5%の定率で適用される制度となっていました。改正後は研究開発費が増加すれば、最大30%まで控除率も逡増できる制度となります。

■所得拡大促進税制の拡充について

所得拡大促進税制とは、給与等支給額の総額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること、給与等支給額の総額が前事業年度の給与等支給額の総額を下回らないこと、平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないことの要件を満たした場合について、国内の雇用者に対する給与等の支給増加額の10%（中小法人等は法人税額の20%が限度）を税額控除できる制度です。改正後は、給与支給増加割合の基準が見直されて、平成25年度及び26年度は2%以上、平成27年度は3%以上、平成28年度及び29年度は5%以上となりました。また給与等支給額の総額の要件及び平均給与等支給額要件の算定基礎となる給与等の支給額について、すべての従業員の給与等が対象となっていました。改正後は継続雇用者に対する給与等が対象となります。つまり、適用年度中に新規で採用した者や前の事業年度で退職した者については、算定基礎に含めなくてもよいということになり、特に前事業年度に退職者があった場合について、その給与等の支給額の総額を増加させなければならない要件について、相当程度有利となる改正となっています。



日本政策金融公庫情報コーナー

■ 中小企業の雇用・賃金に関する調査結果について

中小企業の雇用・賃金に関する調査結果として、2013年12月において、正社員が前年同月比で増加と答えた企業の割合が31.5%であり、契約社員・派遣社員の増加15.1%、パート・アルバイト18.6%を上回った。また今後1年間に正社員が増加すると答えた企業の割合は36%となり、減少すると答えた企業の割合5%を大幅に上回っています。なお、給与水準についても前年同月比で増加と答えた企業の割合は34.1%、同賞与は29.3%となっており、景気の回復を印象付ける結果となっています。



経営指標解説コーナー

■ 売上高総利益率とは

売上高総利益率とは、収益性を見るためのもので、売上高に占める売上総利益の割合を示している指標です。同指標は、売上総利益を売上高で割って算出し、この数字が大きければ大きいほど、売上高に対する売上総利益の割合が大きいということになりますので、収益性が高いということが出来ます。なお、売上高総利益とは売上高から売上原価を差し引いたものであり、一般的には粗利と呼ばれています。つまり、売上総利益とは会社の利益の根本的な部分であり、一般管理費などを努力して削減したとしても、この売上総利益が悪ければ、

根本的に利益を出すことが難しい会社ということになり、売上総利益の改善が必要だということになります。このように同指標を活用することで、会社の根本的な利益体質を把握することができますので、是非ご活用ください。

II. グリーン投資減税について

— 活用してみませんか？ —

太陽光発電設備や電気自動車など、地球にやさしいとされている設備投資をお考えの中小企業経営者にとって、グリーン投資減税はとて魅力のある制度です。ただ、同税制の対象設備は、エネルギーの利用区分によって区分されており、その区分によって税務申告の処理方法が異なるなど、少し複雑な制度であることから、有効に活用できていない中小企業が多いというのが現状です。そこで、同制度の概要について以下に解説致します。

■ グリーン投資減税とは

グリーン投資税制とは、エネルギー環境負荷低減推進税制の通称であり、化石燃料等のエネルギー起源 CO2 の排出を削減する設備や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備など、グリーン投資減税の対象設備を平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの適用期間内に取得等し、その日から 1 年以内に、国内において当該個人及び法人の事業の用に供した場合について、その事業の用に供した日を含む事業年度において、取得価額の 30%特別償却又は 7%税額控除（中小企業者等のみ）のいずれかを有利選択できる制度です。なお、太陽光発電設備及び風力発電設備については、平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に取得等して、その日から 1 年以内に事業の用に供した場合には即時償却ができます。なお、同制度を利用できるのは、青色申告書を提出している個人及び法人であり、白色申告の法人及び個人は利用できません。

■ グリーン投資減税の対象設備

グリーン投資減税の対象設備は、下記のようにエネルギー利用の目的により区分されており、その区分によって税務申告の処理の方法が異なります。その適用につきましては細かい要件・条件が定められておりますので、導入をご検討される場合は、**TFG**税理士法人までご相談くださいませ。

<太陽光発電設備及び風力発電設備>

同区分においては、固定価格買取制度の設備認定を受けた 10KW以上の太陽光発電設備、固定価格買取制度の設備認定を受けた 1 万 KW以上の風力発電設備が対象となります。

<新エネルギー利用設備等>

新エネルギー利用設備等の区分に該当する設備は、中小水力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置等が対象となります。

＜二酸化炭素排出抑制設備等＞

二酸化炭素排出抑制設備等に該当する設備は、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備等が対象となります。

＜エネルギー使用制御設備＞

エネルギー使用制御設備に該当する設備は、測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機等が対象となります。但し、これらの設備は対象設備をすべて同時に設置することが必要となります。

Ⅲ. 遺言書による争族回避

— 活用のポイントについて —

「相続」とは亡くなられた方の財産や権利だけでなく、債務も家族などの相続人が受け継ぐことを意味します。しかし、相続財産が現金など換金性の資産のみであればよいのですが、現実にはそうもいかず不動産の占める割合が多かったり、また生前、自分が介護や世話をしたのとかで各人の言い分もあつたりで遺産を均等に分割するのはかなり労力のいる難しいことです。そんなのはテレビドラマの世界で自分のところには関係ないと思っけていても現実、相続が発生すると程度の差こそあれ争族に巻き込まれる可能性は十分にあります。今回はそれを回避するための対策の一つである遺言書の作成ポイントについて取り上げてみました。

■遺言書について

＜自筆証書遺言＞

自筆証書遺言とは、遺言者自身が遺言書の全文を自書した遺言書のことです。同遺言が有効に成立するためには、その全文を遺言者が自書することが要件であり、他人に書かせたり、ワープロで記入したものは無効となります。また日付と氏名、押印が必要となります。なお、容易に作成が可能であり、遺言の内容の秘密を保つことができますが、偽造・変造等のリスクがあり、要件を満たしていない場合には遺言が無効となる可能性があります。

＜公正証書遺言＞

公正証書遺言とは、公証人役場で公証人に作成してもらった遺言書のことです。公証人や立会人が同席し、作成するので、偽造や変造等のリスクはありませんが、立会人等から遺言の内容が漏れてしまう可能性があります。また遺言者が障害を持っている場合などについては、通訳や筆談による遺言書の作成も可能です。

＜秘密証書遺言＞

秘密証書遺言とは、その内容を秘密にしたままで公証人を交えて、遺言書の存在だけを証明してもらった遺言書のことです。公証人や立会人には遺言の内容を聞かれることはありませんので、その内容を秘密にすることができると共に遺言書の存在は証明されているので、遺言書が本物かどうか等で争族になる可能性はありません。

■家庭裁判所への申し立てについて

自筆証書遺言を発見した場合、その発見者等は家庭裁判所へ申し立てを行う必要があります。これを家庭裁判所の検認と言ひ、遺言書検認の家事審判申立書を提出することで行います。なお、家庭裁判所が検認を行う目的は家庭裁判所が遺言書を開封することで偽造等を予防することにあります。

■争族対策について

争族対策として遺言書は相当程度有効な手段であります。ただ、相続はお金や資産が絡んできますので、たとえ遺言の内容に当人が納得したとしても、相続人の配偶者などが納得しない場合もあります。また過去の被相続人への貢献度や被相続人等の配偶者等に対する将来の貢献度など、個々の相続人にも様々な思いがありますので、遺言書が個々の相続人が納得する手法として万能ではないことを認識して頂き、早い段階から相続の計画を策定し、争族対策を行うことをお勧めします。なお、特に事業承継の場合には、議決権の拡散や自社株対策など、念入りな相続、事業承継対策を行うことで、争族を防止できますので、事前の検討が必須です。



経済産業省情報コーナー

■ 外国人旅行者向け消費税免税制度について

外国人旅行者向け消費税免税制度とは、平成26年10月1日から従来からあった免税販売の対象となっていなかった消耗品等について新たに免税販売対象となるとともに、その消耗品等の包装方法について規定されています。なお、同制度は免税商品の品目を増加させることで、外国人旅行者の増加や各地域の飲料や食品といった特に地域特産品の販売増加への貢献を目的とした制度となっています。



中小企業庁情報コーナー

■ 産業競争力強化法について

産業競争力強化法とは、「創業期」「成長期」「成熟期」「停滞期」といった事業の発展段階に合わせた支援策により産業競争力を強化し、事業の新陳代謝を加速し、事業者の更なる成長につながることを目的とした法律です。平成26年1月20日に施行されており、企業単位で特例的に規制を緩和する制度や新規事業分野において、規制適用の有無があいまいな所謂グレーゾーンを解消する制度などが規定されています。なおベンチャー投資、事業再編の促進、先端設備投資の促進、地域中小企業の創業・事業強化などの横断的な施策が規定されている点に特徴があります。



中小企業庁情報コーナー

■ 「中小企業海外展開支援施策集」「海外展開成功のためのリスク事例集」について

中小企業が海外展開に関する支援施策を利用する際の手引きとなるように、海外展開の進捗状況に合わせた段階別の支援施策集である「中小企業海外展開支援施策集」が公表されるとともに海外展開に取り組むにあたっての留意すべき事項や海外展開に取り組んだ企業において、実際に起こったトラブル・失敗の概要、それに対する対応策のポイントなどが記載されている「海外展開成功のためのリスク事例集」が公表されています。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

政府広報オンラインで提供されている「週間・月間のページ」をご存知でしょうか。同サイトは、政府機関等が実施する月間・週間・日、キャンペーンなどの行事を月ごとにまとめているサイトです。例えば、5月は水防月間であり、豪雨や台風などによる水害から生命や財産を守る水防への国民の理解を啓蒙すると定められています。水防に関連するサービスや商品販売している事業者にとって、絶好の販売機会になる可能性があり、また、その他にも様々な行事が取り上げられていますので、是非ビジネス等でご活用くださいませ。

「政府広報オンライン 週間・月間のページ」

http://www.gov-online.go.jp/data_room/calendar/index.htmlhtml

< 共催経営セミナーのご案内 >

「戦略的経営のススメ」

～Web 活用によるお金をかけない事業づくり～

セミナー冒頭、小さくても生き残る中小企業の事業戦略について解説。続く本論として、サイトの集客力や売上を向上するために必要な現状分析と、サイト更新などの改善作業、解析ツールを用いた基礎知識から更新を行う簡単な中小企業向けのノウハウを説明いたします。

講師 (株)神戸デジタルラボ WEB最適化支援チーム
(株)東亜経営総研 認定コンサルタント

日時： 平成26年6月5日(木) 受付 午後2時 ～ 4時30分

場所： [大阪産業創造館] 6F会議室B
大阪市中央区本町1-4-5 (地下鉄・堺筋本町駅から徒歩5分)

参加費： 2,000円

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 谷風行寛